

参 考 資 料

目 次

1	職員の給与関係		
	平成25年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	-----	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	-----	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	-----	3
第 4 表	職員の平均給与月額	-----	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	-----	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	-----	5
第 7 表	職員の住居手当の支給状況	-----	6
第 8 表	職員の通勤手当の支給状況	-----	6
第 9 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	-----	7
第 10 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	-----	38
第 11 表	行政職給料表適用者の初任給	-----	39
2	民間の給与関係		
	平成25年職種別民間給与実態調査の概要	-----	40
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	-----	41
第 13 表	民間における初任給の改定状況	-----	41
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	-----	42
第 15 表	民間における給与改定の状況	-----	42
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	-----	42
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	-----	43
第 18 表	民間における雇用調整の実施状況	-----	43
第 19 表	民間における賃金カット等の実施状況	-----	44
第 20 表	比較対象従業員に係る職種	-----	44
第 21 表	民間における職種別給与額等	-----	45
第 22 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	-----	47
第 23 表	民間における家族手当の支給状況	-----	48
第 24 表	民間における住宅手当の支給状況	-----	48
第 25 表	民間における特別給の支給状況	-----	49
第 26 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	-----	49
第 27 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の 割増賃金率の状況	-----	50
第 28 表	民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の 給与水準の取扱い	-----	51
第 29 表	民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与 水準の取扱い	-----	51
第 30 表	民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身 赴任手当の取扱い	-----	51
3	労働経済関係		
第 31 表	労働経済指標	-----	52
4	生計費関係		
第 32 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	-----	54
5	国及び都道府県の給与関係		
第 33 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	-----	55
6	人事院報告等の概要	-----	56

1 職員の給与関係

平成25年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成25年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成25年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

平成25年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成25年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 23,079	人 6,476	人 5,017	人 3,277	人 13,326
給料の月額	円 369,015	円 349,364	円 353,660	円 322,815	円 389,926
扶養手当	8,443	8,944	9,965	11,921	7,344
給料の特別調整額	4,902	6,145	6,799	2,225	4,956
地域手当	9,944	10,359	9,634	8,673	10,055
住居手当	4,109	4,901	4,620	1,951	4,254
その他	1,857	4,875	384	1,753	416
計	398,270	384,588	385,062	349,338	416,951
平均年齢	歳 43.4	歳 43.0	歳 44.2	歳 38.1	歳 44.9
平均経験年数	年 21.2	年 21.1	年 22.4	年 16.8	年 22.3

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第9表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成25年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,363	43.4	21.5
	事務職	794	44.9	24.4
	研究職	262	42.0	19.2
	医療職(1)	91	46.2	22.0
	医療職(2)	280	40.9	18.1
	医療職(3)	566	38.2	15.7
	技術職(1)	118	40.6	19.3
	技術職(2)	2	53.9	33.7
	小計	6,476	43.0	21.1
警察官	公安職	3,277	38.1	16.8
教員	教育職(1)	3,511	44.5	21.8
	教育職(2)	9,815	45.1	22.5
	小計	13,326	44.9	22.3
全職員		23,079	43.4	21.2

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	75.5	6.9	17.6	0.0	74.9	25.1
	事務職	100.0	36.9	22.0	41.1	-	36.6	63.4
	研究職	100.0	95.8	3.1	1.1	-	78.6	21.4
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	74.7	25.3
	医療職(2)	100.0	76.4	23.6	-	-	41.4	58.6
	医療職(3)	100.0	19.8	78.4	1.8	-	15.4	84.6
	技術職(1)	100.0	37.3	61.9	0.8	-	2.5	97.5
技術職(2)	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	
	小計	100.0	66.4	16.5	17.1	0.0	62.4	37.6
	うち行政職員	100.0	69.3	9.2	21.5	0.0	69.5	30.5
警察官	公安職	100.0	58.2	4.6	37.2	0.0	93.8	6.2
教員	教育職(1)	100.0	95.1	2.3	2.6	-	59.0	41.0
	教育職(2)	100.0	90.0	10.0	0.0	-	45.2	54.8
	小計	100.0	91.3	8.0	0.7	-	48.8	51.2
全職員		100.0	79.6	9.9	10.5	0.0	59.0	41.0

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員		警察官	教員
				うち行政職員		
25 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 369,015	円 349,364	円 353,660	円 322,815	円 389,926
	扶養手当	8,443	8,944	9,965	11,921	7,344
	給料の特別調整額	4,902	6,145	6,799	2,225	4,956
	地域手当	9,944	10,359	9,634	8,673	10,055
	住居手当	4,109	4,901	4,620	1,951	4,254
	その他	1,857	4,875	384	1,753	416
	計(A)	398,270	384,588	385,062	349,338	416,951
24 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 369,882	円 350,497	円 354,813	円 324,005	円 390,467
	扶養手当	8,567	9,149	10,222	12,012	7,445
	給料の特別調整額	4,919	6,143	6,779	2,231	4,982
	地域手当	9,980	10,449	9,730	8,668	10,072
	住居手当	4,333	5,184	4,991	2,134	4,457
	その他	1,844	4,763	350	1,622	483
	計(B)	399,525	386,185	386,885	350,672	417,906
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		% 99.7	% 99.6	% 99.5	% 99.6	% 99.8

その2 給料表別

給料表	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 351,233	円 10,623	円 7,398	円 9,661	円 4,871	円 347	円 384,133
事務職	342,708	4,779	2,313	8,745	3,188	555	362,288
研究職	361,448	9,723	6,710	9,447	6,388	-	393,716
医療職(1)	502,377	13,346	28,144	81,786	9,330	317,920	952,903
医療職(2)	342,306	6,282	4,048	8,816	4,831	-	366,283
医療職(3)	324,696	3,616	404	8,218	6,580	1,081	344,595
技術職(1)	314,328	1,792	-	7,903	3,025	581	327,629
技術職(2)	405,757	-	-	10,144	-	-	415,901
公安職	322,815	11,921	2,225	8,673	1,951	1,753	349,338
教育職(1)	396,159	8,418	2,881	10,186	5,950	40	423,634
教育職(2)	387,696	6,960	5,698	10,008	3,648	551	414,561

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者がいない場合の子、 父母等のうち1人 (11,000円)	子、父母等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,452	人 162	人 4,541	人 6,155	人 1,549	人 2,956	人 2.1
警察官	1,549	17	2,437	4,003	580	1,896	2.1
教員	1,917	311	8,306	10,534	3,107	5,166	2.0
全職員	4,918	490	15,284	20,692	5,236	10,018	2.1

- (注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の()内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,450円である。
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 39	人	人 1	人 1	人	人	人 3	人	人	人 44
	2種	30			5			17			52
	3種	72		1	8	1		49			131
	4種	106		9	9	8	3	2			137
	5種	217		12	6	9	1	21			266
	6種	3		3							6
	7種										
坂倉県立学校職員給与条例	1種								24	35	59
	2種								49	154	203
	3種		13						78	544	635
	4種		29						23	366	418
計	467	42	26	29	18	4	92	174	1,099	1,951	

- (注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、57,984円である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		10,792 ^人	3,535 ^人	1,169 ^人	6,088 ^人
借 家 ・ 借 間	11,000円未満	4	3	0	1
	11,000円以上 27,000円未満	1,315	374	107	834
	27,000円	1,808	669	71	1,068
	小 計	3,127	1,046	178	1,903
自 宅	2,000円	7,665	2,489	991	4,185
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当額		25,407 ^円	25,573 ^円	24,575 ^円	25,393 ^円

(注) 借家・借間に係る最高支給限度額は、27,000円である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		21,133 ^人	5,939 ^人	2,476 ^人	12,718 ^人
交 通 機 関 の み 利 用		1,111	967	63	81
交 通 用 具 の み 使 用		19,664	4,679	2,405	12,580
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		358	293	8	57
受給者1人当たり平均手当額		10,179 ^円	13,441 ^円	7,847 ^円	9,109 ^円

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6							1		1
7									
8									
9	2	12							
10		5							
11		6					1		
12		36							
13	2	16							
14		11							
15	1	14							
16		44	1						
17	2	17							2
18	1	12							4
19	4	4	11						2
20	1	35	33						
21	1	2	7						7
22			18						
23	3	13	7						
24		8	41						
25	7	12	10			1			
26	1	45	14						
27	5	10	12						
28		15	43						
29	61	18	11						
30	1	33	17						
31	8	11	12						
32	1	14	30			1		1	
33	12	2	18					5	
34		1	14	1				3	
35	55		11	1				6	
36	4	1	18					3	
37	17	3	11	1				8	
38	5		8	26				9	
39	49	1	7	4				4	
40	4	3	28	4				4	
41	2		15	6				1	1
42			17	5				4	
43	1		12	41			1	1	
44		1	13	5			34	1	
45	3		19	14			14		
46			14	16			9		
47	3		10	41			20		
48			16	20			8		
49	1		22	12			16		
50			34	19			8		
51	1		17	21			5		
52			12	44	1	1	8		
53	1		19	23			6		
54			26	17			1		
55			19	26			2		
56	1		13	21		1	3		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57			15	36		11	1		
58			14	16		37			
59			10	28		11	2		
60			14	24		22	1		
61			9	20	1	48			
62			8	44		18			
63			5	21	3	14			
64			7	22	1	59			
65			5	45	22	36			
66			4	25	13	21			
67			10	43	8	19			
68			8	38	18	20			
69			3	17	11	42			
70			4	26	46	25			
71			3	43	40	45			
72			2	27	28	13			
73			4	24	25	36			
74			2	39	57	43			
75			1	15	55	38			
76			2	35	19	26			
77				27	39	496			
78				12	42				
79			1	5	14				
80				13	13				
81			1	2	11				
82			1	2	10				
83			1	5	4				
84				1	14				
85				3	40				
86			2	4					
87			1	1					
88				1					
89			1	1					
90				4					
91				1					
92				1					
93			1	30					
94									
95			2						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	260	405	802	1,069	535	1,084	141	50	17
構成比(%)	6.0	9.3	18.4	24.5	12.3	24.8	3.2	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	185,405	222,345	297,232	367,451	394,047	419,137	445,485	472,162	513,624

人員計	4,363 人
平均給料月額	350,619 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	6	7					
10							
11		2					
12		1					
13	2	9					
14		1					
15	2	3					
16	1						
17		6	1				
18							
19	5	5	3				
20							
21	1	1					
22	1	1					
23	5	2	1				
24	1	2	1				
25	4	5	2				
26		3	1				
27	5	2	3				
28		1	2				
29	9	1					
30		1	2				
31	4	3					
32		1	1				
33	11		3				
34			2				
35	4						
36			2				
37	3		1				
38	1						
39	1		2				
40	1						
41	2		4				
42	1		3	1			
43			4				
44			1				
45	1		4				
46	1		1				
47			3	3			
48			7	1			
49			7	3			
50			2	1			
51			4	5			
52			7	2			
53			12	4			
54			5	4			
55			7	1			
56			4	1			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			9	2			
58			3	6			
59			3	9			
60			6	4			
61			13	3			
62			3	2			
63			9	1			
64			6	6		1	
65			5	2			
66			2	2		1	
67			3	8		2	
68			3	2		10	
69			3	2		2	
70				2		6	
71			7	7		17	
72				2		2	
73			2	3		12	
74			3	6	3	11	
75			6	3		10	
76				13	1	6	
77			1	8	5	46	
78				7	1		
79			1	2	4		
80				6	1		
81			2	4	1		
82			2	2	1		
83				6			
84				7	1		
85				6	62		
86			1	3			
87				7			
88				5			
89				3			
90				5			
91				9			
92				6			
93				65			
94			1				
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	72	57	197	262	80	126	-
構成比(%)	9.0	7.2	24.8	33.0	10.1	15.9	-
平均給料 月額(円)	175,129	217,912	316,258	378,629	399,595	420,535	-

人員計	794 人
平均給料月額	341,926 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		4			
14					
15		1			
16					
17					
18		1			
19		4			
20					
21					
22					
23		1			
24		7			
25		2			
26		1			
27		1			
28		4			
29		1			
30		1	1		
31					
32					
33			1		1
34		3	2		
35		1	2		
36		1	1		
37		3	4		
38		6	1		
39			2		
40		2	1		
41		1	2		
42			1		
43					
44		5	1		
45			1		
46		2	2		2
47		3	1		
48		5	2	3	
49			2	2	3
50		3	2		
51		1	2	4	
52		4	3	2	
53		1	4	2	1
54		2	2	1	
55		1	5	1	
56		5		3	

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					3	
58			1	1	2	
59				3		
60			4	1	5	
61				3	1	
62				2	1	
63			1	4	2	
64			2	3	3	
65			1	4	1	
66				1		
67			2	2	4	
68				1		
69				4	4	
70			1	1	2	
71				1	4	
72			2	4	2	
73				1	20	
74						
75				2		
76			1	1		
77						
78				3		
79						
80				1		
81						
82			1			
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	95	88	72	7
構成比(%)	-	36.2	33.6	27.5	2.7
平均給料 月額(円)	-	275,065	377,303	438,076	469,186

人員計	262 人
平均給料月額	359,388 円

医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	3	1		
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35	2			
36				
37				
38		1		
39	2	1		
40				
41				
42		1		
43	1	1		
44				
45				
46				2
47	6			1
48		1		2
49		1		
50				1
51	3			3
52		2		
53	1			
54				2
55	1			
56		3		

給号	1 級	2 級	3 級	4 級
57		3	1	
58				1
59		2	3	
60				
61				
62			3	1
63			2	1
64				2
65				5
66				
67				
68			1	
69				
70			2	
71			2	
72				
73				
74				
75				
76			1	
77				
78				
79				
80				
81				
82			3	
83				
84				
85				
86			2	
87				
88			1	
89			9	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計(人)	20	17	41	13
構成比(%)	22.0	18.7	45.0	14.3
平均給料 月額(円)	362,330	446,035	520,051	565,708

人員計	91 人
平均給料月額	478,082 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			1					
6								
7								
8								
9								
10								
11			4					
12								
13			1					
14								
15			4					
16								
17			6					
18								
19								
20								
21			5					
22			1					
23			8					
24			1					
25			9					
26								
27								
28								
29			1	2				
30								
31			7	1				
32								
33				1				
34				1				
35			2	2				
36				2				3
37			1	2				
38				1		1		
39			4	3		4		6
40			1					2
41			3	6				2
42				3				
43				3	1	2		
44				3		3		1
45				8		2	1	
46				2				
47				1			1	
48				2		1		
49				4		3		
50			1		1			
51			1	1		1	1	
52				2	1	1		
53				2		3	2	
54				4		1	2	
55				3		1	1	
56				4		1		
57				2		3	2	
58						3	1	
59					1			
60				2	2	2		

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61				1		3	2	
62						2	4	
63							2	
64				2		2	2	
65				2		2	28	
66						2		
67					1	2		
68						1		
69				1		2		
70				1		4		
71						4		
72						3		
73						1		
74						2		
75						1		
76						4		
77								
78						3		
79						1		
80								
81								
82						1		
83								
84								
85						3		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)		-	61	74	7	75	49	14
構成比 (%)		-	21.8	26.4	2.5	26.8	17.5	5.0
平均給料 月額(円)		-	217,807	290,005	331,029	378,473	415,278	444,664

人員計	280 人
平均給料月額	328,654 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		4					
6							
7							
8							
9		20					
10							
11		1					
12							
13							
14		1					
15		19					
16							
17		2	8				
18		3					
19		15	8				
20		1					
21		2	1				
22			5				
23		3	4				
24		1	5				
25		14	4				
26			1	1			
27		3	6	8			
28		1		1			
29		11		6			
30			4	3			
31		8	7	2			
32		2	4	3			
33		15	11	5			
34			4	2			
35		4	5	3			
36		1	5	3			
37		6	8	7			
38		2	2	3			
39		5	2	3			
40		2	2	5			
41			3	8			
42				3			
43			1	5			1
44			1	5			
45				3			
46			1	4		1	
47				3	1		
48				6			
49		2		4		1	
50		1		3		4	
51				1		2	
52		1		2	1	1	
53				4		1	
54				6	1	2	
55				2			
56		1	1	2		2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				3	3		
58				2	5	1	
59				3			
60				2	1	1	
61				1	2	1	
62				2	4		
63				4	1	2	
64				4	3	1	
65				3	3		
66				2	3		
67				3	3		
68				1	3		
69					5	4	
70					2		
71				2	4		
72		1		1	4		
73					2		
74		1			5		
75					6		
76					4		
77				1	5		
78				1	9		
79					4		
80					6		
81					2		
82					6		
83			1		3		
84					4		
85					4		
86					3		
87					1		
88							
89					2		
90					4		
91							
92					3		
93					11		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165								
166								
167								
168								
169								
計(人)		-	153	104	151	133	24	1
構成比(%)		-	27.0	18.4	26.7	23.5	4.2	0.2
平均給料 月額(円)		-	221,744	272,121	322,519	389,795	433,854	457,900

人員計	566 人
平均給料月額	306,786 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10					
11		4			
12					
13		1			
14					
15		5			
16					
17					
18					
19		5			
20		1			
21		3			
22		1			
23		1			
24		1			
25		2			
26		1			
27					
28					
29			2		
30					
31		2			
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38	1				
39		1	1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		1
50					
51					
52					
53					3
54					1
55					1
56					
57					
58			1		1
59					1
60			2		1

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61			1		
62			1	2	2
63			1	1	
64			1	3	
65				3	2
66			1	4	
67					
68				6	
69			3	2	
70			2		1
71			1	1	1
72				1	
73			3	2	
74			1		
75				1	
76				1	
77				2	1
78				1	1
79				1	
80					
81					
82					1
83					2
84					
85					13
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	1	30	22	32	33
構成比 (%)	0.9	25.4	18.6	27.1	28.0
平均給料 月額(円)	198,800	207,097	308,518	341,844	386,064

人員計	118 人
平均給料月額	312,527 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					1
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					1
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	-	2
構成比(%)	-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)	-	-	-	-	397,450

人員計	2 人
平均給料月額	397,450 円

公安職給料表（警察官に適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	43								
10									
11	1								
12									
13	5								
14	2								
15	30								
16									
17	6								
18	2								
19	15								
20	3								
21	5								
22	1								
23	4								
24	20								
25	80								
26	3								
27	11	45							
28	10	4	7						
29	11	18	11						
30	15	14	5						
31	55	10	13						
32	15	37	11						
33	19	39	11						
34	17	17	16						
35	5	13	21						
36	12	32	9						
37	1	29	10						
38		26	13	1					
39	1	20	21						
40	1	22	18						
41		14	15	1					1
42	1	20	15						
43	1	12	16	2					3
44		6	22	4					
45	3	10	18	3					12
46	1	5	32	2		1			
47	1	11	19	1					
48	2	7	25	3					
49		9	23	6					
50		9	22	1					
51	2	2	14	3	2				
52	1	6	13	6		2			
53		10	22	1	2	1			
54		6	24	6	5	2			
55		4	23	9	2	1			
56		7	28	8	5				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57	1	10	20	5	4	4			
58		2	21	5	5		1		
59			31	4	2	1			
60		5	18	6	1				
61		5	21	12	3	3		24	
62		9	12	11	2	1			
63		6	23	17	2		1		
64			26	11	1		1		
65		4	23	13	5	2	2		
66		1	27	14	1	1	1		
67		3	17	3	6		2		
68		1	13	12	8	3	2		
69			11	11	4	1	1		
70			18	16	5	2	2		
71			16	15	7	2	7		
72			13	9	5		2		
73			21	13	5	1	6		
74			21	13	8	3	2		
75			18	10	4	1	7		
76			16	9	6		1		
77			7	12	9	2	55		
78			2	18	4	2			
79			3	14	7	5			
80			4	15	10	4			
81			4	7	4	5			
82			3	6	11	1			
83			2	7	7	1			
84			2	12	6	4			
85				5	8	46			
86				9	6				
87			1	5	15				
88				4	8				
89			2	6	3				
90				8	6				
91			6	7	3				
92				7	3				
93			1	8	134				
94			1	2					
95				8					
96				9					
97			1	8					
98				7					
99			1	7					
100			1	10					
101			4	13					
102				6					
103				2					
104				7					
105			3	8					
106				10					
107			1	15					
108			2	11					
109			2	15					
110				11					
111			2	5					
112			1	4					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			1	10					
114				5					
115				7					
116			2	12					
117			1	5					
118			2	15					
119				11					
120				12					
121				6					
122			2	10					
123				9					
124				9					
125			1	139					
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134			2						
135			1						
136									
137			1						
138			1						
139									
140									
141			4						
142									
143									
144									
145									
計(人)	406	510	958	824	344	102	93	24	16
構成比(%)	12.4	15.6	29.2	25.2	10.5	3.1	2.8	0.7	0.5
平均給料 月額(円)	204,153	245,527	294,542	381,275	417,333	428,962	451,913	466,400	485,750

人員計	3,277 人
平均給料月額	321,256 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		8			
6					
7		1			
8		1			
9		10			
10					
11	1	13			
12		2			
13		3			
14		1			
15		18			
16					
17		4			
18					
19		8			
20					
21	1	16			
22		5			
23		20			
24	1	4			
25		23			
26		4			
27		14			
28	1	7			
29	2	21			
30	1	3			
31	1	8			1
32		6			
33	1	23			
34	1	6			3
35		15			1
36	3	9			2
37		28			4
38	1	7			6
39	4	16			6
40		7			2
41	3	22			5
42		9			1
43		14			3
44	1	13			4
45		27			36
46		4			
47	4	13			
48	1	10			
49	5	28			
50	1	10			
51	2	8			
52	2	14			
53	1	26			
54		8			
55	1	19			
56	3	10			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	4	30			
58		11			
59	2	15			
60	2	14			
61	4	28		1	
62		16			
63	1	23		3	
64	2	18		3	
65	5	24		1	
66	4	16		2	
67	2	27		1	
68		20		6	
69	4	29		3	
70	1	23		2	
71	1	15		9	
72		25		14	
73	3	22		7	
74		25		5	
75		36		8	
76	2	22		5	
77	3	22		4	
78	5	24		5	
79	1	38		3	
80		20		4	
81	2	29		15	
82	1	28			
83	2	25			
84	1	25			
85	1	22			
86	3	25			
87		22			
88	1	31	1		
89		22			
90		28			
91	2	28	1		
92	4	34	1		
93		27			
94	2	16	1		
95	1	20	4		
96	1	26			
97	1	12	3		
98		20	1		
99	3	27	2		
100	1	17	3		
101	1	29	2		
102		25	1		
103		23	2		
104	4	35	2		
105	1	29	2		
106	1	19	2		
107		53	2		
108	1	30	2		
109		56	11		
110		34			
111		47			
112		51			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	2	49			
114		45			
115		66			
116	2	31			
117		27			
118	1	94			
119	1	32			
120	1	40			
121		49			
122	1	45			
123		26			
124		33			
125		32			
126		32			
127	1	20			
128	3	45			
129	2	23			
130		20			
131		36			
132	1	21			
133	2	32			
134		21			
135	1	21			
136		21			
137		278			
138	2				
139	1				
140	3				
141					
142					
143					
144	1				
145					
146	1				
147	1				
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計(人)	150	3,143	43	101	74
構成比(%)	4.3	89.5	1.2	2.9	2.1
平均給料 月額(円)	273,799	375,274	441,691	459,357	488,405

人員計	3,511 人
平均給料月額	376,556 円

教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		82			
18					
19		9			
20		17			
21		19			
22		1			
23		91			
24		5			
25		24			
26		22			
27		72			
28		12			2
29		35			
30		21			2
31		23			3
32		17			8
33		89			7
34		21			13
35		51			20
36		32			39
37		75			28
38		13			40
39		41			26
40		18			43
41		85			35
42		21			22
43		30			37
44		31			20
45		70			198
46		19			
47		43			
48		30			
49		73			
50		19			
51		29			
52		42			
53		67			
54		17			
55		39			
56		34			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		79			
58		24			
59		40			
60		36			
61		60			
62		27			
63		38			
64		41			
65		51			
66		46			
67		43			
68		28			
69		65			
70		37			
71		40			
72		31			
73		45			
74		18			
75		42			
76		22		2	
77		40		2	
78		26		3	
79		36		9	
80		20		6	
81		50		15	
82		25		22	
83		33		17	
84		29		43	
85		66		24	
86		28		28	
87		36	1	30	
88		24		33	
89		66	2	43	
90		32		37	
91		39		23	
92		39	2	43	
93		73	1	43	
94		26	1	25	
95		53	3	26	
96		33	1	22	
97		59		61	
98		23	5		
99		44	1		
100		32	5		
101		44	2		
102		24	4		
103		53			
104		53	1		
105		100			
106		45			
107		74	1		
108		69			
109		148	2		
110		74			
111		122			
112		142			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		112			
114		98			
115		196			
116		87			
117		160			
118		79			
119		97			
120		97			
121		75			
122		101			
123		136			
124		124			
125		114			
126		141			
127		168			
128		132			
129		83			
130		202			
131		120			
132		136			
133		121			
134		120			
135		86			
136		201			
137		91			
138		73			
139		168			
140		93			
141		59			
142		147			
143		47			
144		44			
145		60			
146		78			
147		82			
148		98			
149		523			
計(人)	-	8,683	32	557	543
構成比(%)	-	88.5	0.3	5.7	5.5
平均給料 月額(円)	-	362,848	418,984	431,788	462,498

人員計	9,815 人
平均給料月額	372,457 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	41				31	10					
事務職	18				15	3					
研究職	2				2						
医療職(1)	0										
医療職(2)	6					2	4				
医療職(3)	2					1	1				
技術職(1)	1					1					
技術職(2)	0										
公安職	24					5	17	2			
教育職(1)	78	15	63								
教育職(2)	11		11								
給料表計	183										
60歳	73										
61歳	51										
62歳	35										
63歳	24										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	25				19	6					
事務職	34				27	7					
研究職	0										
医療職(1)	0										
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	0										
教育職(1)	58		58								
教育職(2)	30		30								
給料表計	147										
60歳	46										
61歳	46										
62歳	35										
63歳	20										

第11表 行政職給料表適用者の初任給

試験区分	初任給月額 (地域手当を含む。)	民間初任給 との差	(参考) 民間初任給
大学卒業程度	円 183,270	円 11,789 (6.4%)	円 195,059
高校卒業程度	148,112	9,110 (6.2%)	157,222

(注) 1 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を、高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を、それぞれ対応させている。

2 民間初任給は、「平成25年職種別民間給与実態調査」によるものである。

2 民間の給与関係

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 880事業所

調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他56職種、合計78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

標本事業所の抽出

(3)の に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から191事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係職種以外の各調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

調査実人員

初任給関係326人（うち事務・技術関係269人）、初任給関係以外の調査職種7,303人（うち事務・技術関係6,113人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、60,837人であり、うち事務・技術関係職種該当者は44,661人である。

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第30表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	162	31	31	14	54	32
農業、林業、漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	7	-	-	1	2	4
製 造 業	96	13	18	10	35	20
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	17	4	6	3	3	1
卸売業、小売業	4	2	-	-	2	-
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	11	8	2	-	1	-
教育、学習支援業、 医療福祉サービス業	27	4	5	-	11	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が27所あった。
 2 調査対象事業所191所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた189所に占める調査完了事業所162所の割合(調査完了率)は85.7%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	26.7	(13.4)	(84.9)	(1.7)	73.3
高 校 卒	18.4	(10.3)	(89.7)	(-)	81.6

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 50人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	192,849	194,414	198,077	176,667
	高 校 卒	154,941	154,576	160,062	140,100
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,258	205,689	196,998	187,840
	高 校 卒	159,098	158,992	161,252	149,740
計	大 学 卒	195,059	197,666	197,348	183,051
	高 校 卒	157,222	156,779	160,767	144,920

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	17.5 %	28.0 %	- %	54.5 %
課 長 級	15.0	20.0	1.4	63.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 中 止	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	87.7 %	78.5 %	23.7 %	6.2 %	48.6 %	9.2 %	12.3 %
課 長 級	74.5	64.7	22.7	5.8	36.2	9.8	25.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職・企業規模		項目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
			%	%	%	%	%
係 員	規模計		90.1	42.0	75.9	54.2	9.9
	500人以上		86.4	45.7	74.6	57.9	13.6
	100人以上 500人未満		95.8	38.5	79.8	54.2	4.2
	50人以上 100人未満		84.6	42.3	69.2	46.2	15.4
課 長 級	規模計		79.2	26.6	70.0	45.4	20.8
	500人以上		63.4	19.1	57.8	41.8	36.6
	100人以上 500人未満		91.6	28.1	81.9	49.1	8.4
	50人以上 100人未満		84.0	40.0	68.0	44.0	16.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 %
採用の停止・抑制	13.7
転籍	2.3
希望退職者の募集	4.3
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	7.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.3
残業の規制	7.1
一時帰休・休業	5.1
ワークシェアリング	-
賃金カット	4.0
計	27.8

(注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第19表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	4 . 3 %	1 0 . 1 %
課 長 級	4 . 7	9 . 9

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施し、賃金カット等の平均減額率の回答があった事業所の状況である。

第20表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所の主任
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

第21表 民間における職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	51.9	815,290	123	815,167
	工 場 長	14	53.6	728,915	186	728,729
	事 務 部 長	195	51.8	676,214	3,035	673,179
	技 術 部 長	105	50.9	623,749	2,815	620,934
	事 務 部 次 長	106	50.0	571,790	10,912	560,878
	技 術 部 次 長	68	48.4	499,605	6,674	492,931
	事 務 課 長	413	48.5	546,112	18,168	527,944
	技 術 課 長	366	47.1	507,031	3,051	503,980
	事 務 課 長 代 理	215	46.1	495,891	70,272	425,619
	技 術 課 長 代 理	60	46.4	495,418	43,682	451,736
	事 務 係 長	483	45.0	426,264	45,348	380,916
	技 術 係 長	364	44.3	470,060	77,960	392,100
	事 務 主 任	149	41.5	327,418	35,346	292,072
技 術 主 任	103	36.3	328,870	53,846	275,024	
事 務 係 員	1,992	36.1	312,004	36,054	275,950	
技 術 係 員	1,467	34.3	334,226	50,281	283,945	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	54.1	862,574	-	862,574
	研 究 部 (課) 長	61	50.8	665,207	424	664,783
	研 究 室 (係) 長	24	46.3	565,494	6,381	559,113
	主 任 研 究 員	91	50.0	634,524	32,618	601,906
	研 究 員	165	29.6	357,079	52,020	305,059
	研 究 補 助 員	56	35.1	308,707	15,424	293,283

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x
	副 院 長	4	59.5	1,228,919	125,681	1,103,238
	医 科 長	x	x	x	x	x
	医 師	20	36.6	1,083,599	188,997	894,602
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x
	薬 局 長	3	53.2	557,158	37,874	519,284
	薬 剤 師	21	31.8	332,514	32,308	300,206
	診 療 放 射 線 技 師	30	39.9	409,002	23,729	385,273
	臨 床 検 査 技 師	31	43.7	352,668	23,895	328,773
	栄 養 士	14	42.4	323,760	12,807	310,953
	理 学 療 法 士	41	26.9	314,700	27,488	287,212
	作 業 療 法 士	33	31.1	328,822	23,922	304,900
	総 看 護 師 長	3	54.2	521,940	-	521,940
	看 護 師 長	61	46.5	451,289	33,941	417,348
看 護 師	123	33.8	310,108	50,204	259,904	
准 看 護 師	96	45.1	313,524	64,285	249,239	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	6	66.0	843,645	-	843,645
	大 学 教 授	53	55.0	718,136	-	718,136
	大 学 准 教 授	42	47.3	591,335	3,036	588,299
	大 学 講 師	46	43.8	589,911	27,199	562,712
	大 学 助 教 手	45	36.9	425,831	19,933	405,898
大 学 助 手	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
						円
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	59.5	596,700	-	596,700
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-
	高等学校教諭	48	44.9	408,252	2,443	405,809
技能・ 労務関係職種	電話交換手	2	52.0	347,125	-	347,125
	自家用乗用自動車運転手	3	52.3	364,291	59,013	305,278
	守衛・警備員	46	41.6	383,400	99,343	284,057
	用務員	12	48.5	252,453	17,174	235,279
調査実人数合計	7,303					

(注)「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第22表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級		主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第23表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,606円
配偶者と子1人	20,233円
配偶者と子2人	25,307円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	52.2%
非支給	47.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 340,123
	下半期(A1)		
	上半期(A2)	338,139	269,289
特別給の支給額	下半期(B1)	円 663,997	円 457,486
	上半期(B2)	679,583	457,865
特別給の支給割合	下半期($\frac{B1}{A1}$)	月分 1.95	月分 1.72
	上半期($\frac{B2}{A2}$)	2.01	1.70
	年間計	3.96	3.42

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 56.2	% 43.8	% 47.8	% 52.2	% 45.8	% 54.2
500人以上	61.9	38.1	51.3	48.7	48.6	51.4
100人以上 500人未満	51.8	48.2	42.4	57.6	40.8	59.2
50人以上 100人未満	55.5	44.5	54.5	45.5	52.7	47.3

第27表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	19.2%	19.2%	10.0%	10.0%
30%	43.9	63.1	35.1	45.0
29%	-	63.1	-	45.0
28%	-	63.1	-	45.0
27%	-	63.1	-	45.0
26%	-	63.1	-	45.0
25%	36.9	100.0	55.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第28表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	0.7%	4.3%	86.6%	8.4%
年間給与	0.7	4.3	86.0	9.0

（注） 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ）。

第29表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	2.2%	-%	91.8%	6.0%
年間給与	2.2	-	91.8	6.0

第30表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
39.1%	(97.5)%	(2.5)%	(-)%	60.9%

（注） 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

3 労働経済関係

第31表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労 働時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労 働時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成23年度	291,651	0.0	149.8	12.0	0.68	290,515	0.0	157.0	13.9	0.64
平成24年度	289,199	0.1	149.5	12.1	0.82	286,826	0.5	156.0	14.8	0.82
平成24年4月	293,019	0.8	153.6	12.7	0.79	287,458	1.9	159.7	15.2	0.80
5月	289,048	1.1	148.3	12.1	0.80	281,995	0.0	152.5	14.4	0.83
6月	290,433	0.2	154.9	12.0	0.81	289,589	0.5	162.7	14.7	0.82
7月	289,540	0.1	153.2	12.0	0.81	291,054	1.5	161.7	15.4	0.81
8月	288,158	0.2	148.4	11.6	0.81	288,398	0.7	151.4	14.6	0.82
9月	288,377	0.3	148.1	11.8	0.81	289,719	0.8	155.4	14.9	0.81
10月	289,637	0.5	152.5	12.1	0.81	288,757	0.3	161.2	15.2	0.81
11月	289,524	0.3	155.3	12.2	0.82	286,171	0.8	163.1	15.0	0.80
12月	289,445	0.4	148.6	12.6	0.83	284,171	0.1	155.0	14.8	0.80
平成25年1月	285,798	0.6	139.1	11.7	0.85	282,865	0.4	144.5	13.9	0.85
2月	287,924	0.8	145.4	11.9	0.85	286,167	0.2	151.7	14.1	0.83
3月	289,471	1.1	146.7	12.5	0.86	285,568	0.1	153.2	15.1	0.85
4月	292,839	0.1	154.0	12.7	0.89	289,685	0.8	160.0	15.1	0.84
5月	288,359	0.2	149.3	12.1	0.90	285,940	1.3	154.3	14.8	0.84
6月	289,312	0.4	152.1	12.1	0.92	288,667	0.3	158.2	15.4	0.83
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

- (注) 1 、 、 、 は平成22年基準である。
 2 、 、 、 、 は事業所規模30人以上の数値である。
 3 の平成23年度、24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、24暦年の数値である。

消 費 支 出								消費者物価指数		国内企業 物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
282,966	2.5	308,838	3.0	303,256	9.1	328,955	9.6	0.1	0.1	1.4
286,169	1.1	313,874	1.6	324,779	7.1	347,721	5.7	0.3	0.1	1.1
301,948	3.2	339,069	4.4	363,035	25.4	419,118	32.2	0.4	0.6	0.7
287,911	4.3	304,653	1.2	329,670	0.5	353,763	8.5	0.2	0.5	0.9
269,810	1.5	292,937	2.4	311,846	9.9	336,375	10.2	0.2	0.3	1.5
283,295	1.2	312,592	1.0	359,270	28.5	367,490	17.7	0.4	0.3	2.3
286,036	1.4	310,643	0.5	302,264	10.1	336,094	6.7	0.4	0.2	2.0
266,705	1.2	299,821	0.3	339,751	12.5	375,038	0.2	0.3	0.1	1.5
284,238	0.5	315,161	0.3	324,005	12.8	379,715	21.6	0.4	0.1	1.1
273,772	0.1	300,181	1.7	277,948	3.1	297,731	0.1	0.2	0.3	1.1
325,492	0.8	359,482	2.1	336,299	1.8	355,666	0.9	0.1	0.2	0.7
288,934	2.1	321,065	3.8	321,521	0.1	360,557	16.7	0.3	0.2	0.4
268,099	0.1	298,682	2.0	278,348	0.7	296,659	12.4	0.7	0.8	0.1
316,166	4.1	350,957	6.5	381,713	7.4	410,520	8.4	0.9	1.1	0.5
304,382	0.8	340,423	0.4	326,732	10.0	371,826	11.3	0.7	0.5	0.1
282,366	1.9	307,926	1.1	279,985	15.1	276,208	21.9	0.3	0.1	0.5
269,418	0.1	296,512	1.2	311,472	0.1	314,023	6.6	0.2	0.3	1.2
総 務 省										日本銀行

4 生計費関係

第32表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成25年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,818	30,673	43,339	55,997	68,655
住居関係費	40,714	42,938	38,676	34,414	30,153
被服・履物費	5,024	5,005	8,690	12,374	16,058
雑費	28,548	49,619	63,407	77,181	90,969
雑費	11,839	33,427	35,483	37,531	39,586
計	112,943	161,662	189,595	217,497	245,421

平成25年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(94世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第33表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成24年4月)

ラスパイレス指数	106未満	106以上 107未満	107以上 108未満	108以上 109未満	109以上
	団 体 数	10	5	10	9

(注) 1 「平成24年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は、104.9である。

3 比較した基本給は、本県については、職員の給与の特例に関する条例(平成21年栃木県条例第54号)による減額後の給料額であり、国については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)による減額後の俸給額である。

6 人事院報告等の概要

給与等に関する報告の骨子

給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を实地調査（完了率88.6%）

- * 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大
- <月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 76円 0.02%
（給与減額支給措置による減額後）29,282円 7.78%

〔 行政職俸給表(一)...現行給与（減額前）405,463円 平均年齢43.1歳
（減額後）376,257円 〕

官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない

- * 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない

- ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案
（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討

地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討

- * 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば

世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討

職務や勤務実績に応じた給与

- ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
- ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
- ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

* 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

雇用と年金の確実な接続のための取組

- ・ 職員に対する周知、希望聴取
- ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
- ・ 再任用に関する苦情への対応
- ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
- ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

* 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

- (2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管
 - ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
 - ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要
- (3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

人事行政上の諸課題への取組

- 1 能力・実績に基づく人事管理の推進
 - (1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ
 - (2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力
- 2 採用試験等の見直し
 - (1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討
 - (2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知
- 3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援
 - (1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進
 - (2) 両立支援の推進
 - ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
 - ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
 - ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

- 1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的
- 2 配偶者帯同休業制度の概要
 - (1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）
配偶者は国家公務員に限らない。

- (2) 休業の承認
職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認
 - (3) 休業の期間
1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）
 - (4) 休業の効果
休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給
 - (5) 休業の承認の失効等
 - ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
 - ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し
 - (6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用
任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能
 - (7) 給与の復職時調整
職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能
- 3 実施時期
公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施